

制度改正に伴う 加入手続に関するご留意事項等のご案内

確定拠出年金法の改正（2022年10月1日実施）に伴い、第2号被保険者（会社員・私立学校教職員等）のうち、企業型確定拠出年金（以下、「企業型DC」といいます。）にご加入されている方がiDeCoに加入する場合の要件が緩和されます。

制度改正の概要、加入手続書類の一部改定および制度改正前後（9月・10月）の加入に関するご留意事項等についてご案内いたしますので、ご確認の上、ご加入手続をお願いいたします。

1 企業型DC加入者のiDeCo加入要件【10月1日以降】

これまで必要とされていた企業型DC規約への定めや事業主掛金の限度額引き下げは必要なくなりますが、次の要件を満たす必要があります。

☒ 企業型DCの事業主掛金が毎月拠出であること（年単位拠出ではないこと）（※）

☒ （iDeCoへの加入を申し出る方が）
企業型加入者掛金（マッチング拠出）を利用していないこと

※ iDeCo掛金についても、掛金額区分は『毎月定額納付』のみ選択可能です。『納付月と金額を指定して納付』（年単位拠出）を選択することはできません。

▶制度改正に伴い、企業型DC加入者がiDeCoに加入する場合の「iDeCoの掛金限度額」は次のとおりとなります。

企業年金の状況	企業型DCの事業主掛金（※1）	iDeCoの掛金限度額（※2）
企業型DCのみに加入している場合	35,000円未満	20,000円
	35,000円以上	55,000円－企業型DCの事業主掛金（※3）
企業型DCと確定給付型年金に加入している場合	15,500円未満	12,000円
	15,500円以上	27,500円－企業型DCの事業主掛金（※3）

※1 企業型DCの事業主掛金の額やiDeCoの掛金に充てることができる額は、ご加入の企業型DCの加入者向けWEBページで確認できます。

※2 iDeCoにご加入後、企業型DCの事業主掛金の額が変更となり、iDeCo掛金との合計額が拠出限度額を超過した場合はiDeCo掛金が自動的に減額されます。

※3 企業型DCの事業主掛金額が50,000円（企業型DCのみにご加入の場合）または22,500円（企業型DCと企業年金等に同時に加入の場合）を超えている場合は、iDeCoに加入できません。

2 加入手続書類「事業主の証明書」の改定

制度改正に合わせて、加入手続書類の「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書」および「第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）」（以下、これらを「事業主の証明書」といいます。）を改定いたします。

「事業主の証明書」の主な改定内容

- 企業型DC加入者の申告項目として以下の①～④が追加されました。
 - ① 企業型DCの加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が年金手帳等の内容と一致しているか。
 - ② 企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合計額が拠出限度額（55,000円または27,500円）を超過した場合、iDeCo掛金が自動減額されることを確認したか。
 - ③ 加入を申し出る方は、企業型DCのマッチング拠出を利用していないか。
 - ④ 加入している企業型DCの事業主掛金は毎月拠出（年単位拠出ではない）となっているか。

制度改正前の要件でご加入される場合（9月加入まで）と制度改正後の要件でご加入される場合（10月加入以降）では、ご使用いただく「事業主の証明書」が異なります。

詳しくは裏面を
ご確認ください。

3 改定前後の「事業主の証明書」

改定前後の「事業主の証明書」（イメージ）は以下のとおりです。

改定前の事業主の証明書 (9月加入まで)

<表紙>

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

この書類には、「申出者」と「事業主」のそれぞれにご記入いただく項目があります。ご記入の際は、2ページの記入要領をご確認ください。

■申出者（加入申出を行う第2号被保険者^{※1}）の方へ

この書類は、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入手続（掛金の積み立て）を行う場合に、必ずご提出いただく書類です。

■事業主（確定拠出年金事務に担当の方）の方へ

この書類は、第2号被保険者（民間企業にお勤めの方）がiDeCoに加入する際に、必要事項をご記入いただき、事業主に「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。事業主が、必要事項をご記入いただき、事業主に「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。

■お手続の流れと手続方法

ステップ1

この書類の「申出者」欄に必要事項をご記入いただき、事業主に「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。2ページの記入要領を参考に「申出者」欄の項目1～2をご記入ください。

ステップ2

この書類の「事業主」欄に必要事項をご記入いただき、事業主を代表する方が「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。2ページの記入要領を参考に「事業主」欄の項目3～8をご記入ください。

ステップ3

事業主から返却された書類を基に必要事項を加入手続書類に転記し、事業主から返却された書類は、他の必要書類と併せて送付用封筒に入れて提出していただく必要があります。記入もれや記入誤りがないようご注意ください。

<お問い合わせ先>

三井住友海上 確定拠出年金コールセンター

平日(月～金)：9:00～20:00 土・日：9:00～17:00 曜日、振替休日、年末年始等

<記入用紙>

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

1. 申出者の情報

2. 事業主の情報

3. 事業主の証明書の記入欄

4. 事業主の証明書の記入欄

5. 事業主の証明書の記入欄

6. 事業主の証明書の記入欄

7. 事業主の証明書の記入欄

8. 事業主の証明書の記入欄

9. 事業主の証明書の記入欄

10. 事業主の証明書の記入欄

11. 事業主の証明書の記入欄

12. 事業主の証明書の記入欄

13. 事業主の証明書の記入欄

14. 事業主の証明書の記入欄

15. 事業主の証明書の記入欄

16. 事業主の証明書の記入欄

17. 事業主の証明書の記入欄

18. 事業主の証明書の記入欄

19. 事業主の証明書の記入欄

20. 事業主の証明書の記入欄

21. 事業主の証明書の記入欄

22. 事業主の証明書の記入欄

23. 事業主の証明書の記入欄

24. 事業主の証明書の記入欄

25. 事業主の証明書の記入欄

26. 事業主の証明書の記入欄

27. 事業主の証明書の記入欄

28. 事業主の証明書の記入欄

29. 事業主の証明書の記入欄

30. 事業主の証明書の記入欄

31. 事業主の証明書の記入欄

32. 事業主の証明書の記入欄

33. 事業主の証明書の記入欄

34. 事業主の証明書の記入欄

35. 事業主の証明書の記入欄

36. 事業主の証明書の記入欄

37. 事業主の証明書の記入欄

38. 事業主の証明書の記入欄

39. 事業主の証明書の記入欄

40. 事業主の証明書の記入欄

41. 事業主の証明書の記入欄

42. 事業主の証明書の記入欄

43. 事業主の証明書の記入欄

44. 事業主の証明書の記入欄

45. 事業主の証明書の記入欄

46. 事業主の証明書の記入欄

47. 事業主の証明書の記入欄

48. 事業主の証明書の記入欄

49. 事業主の証明書の記入欄

50. 事業主の証明書の記入欄

51. 事業主の証明書の記入欄

52. 事業主の証明書の記入欄

53. 事業主の証明書の記入欄

54. 事業主の証明書の記入欄

55. 事業主の証明書の記入欄

56. 事業主の証明書の記入欄

57. 事業主の証明書の記入欄

58. 事業主の証明書の記入欄

59. 事業主の証明書の記入欄

60. 事業主の証明書の記入欄

61. 事業主の証明書の記入欄

62. 事業主の証明書の記入欄

63. 事業主の証明書の記入欄

64. 事業主の証明書の記入欄

65. 事業主の証明書の記入欄

66. 事業主の証明書の記入欄

67. 事業主の証明書の記入欄

68. 事業主の証明書の記入欄

69. 事業主の証明書の記入欄

70. 事業主の証明書の記入欄

71. 事業主の証明書の記入欄

72. 事業主の証明書の記入欄

73. 事業主の証明書の記入欄

74. 事業主の証明書の記入欄

75. 事業主の証明書の記入欄

76. 事業主の証明書の記入欄

77. 事業主の証明書の記入欄

78. 事業主の証明書の記入欄

79. 事業主の証明書の記入欄

80. 事業主の証明書の記入欄

81. 事業主の証明書の記入欄

82. 事業主の証明書の記入欄

83. 事業主の証明書の記入欄

84. 事業主の証明書の記入欄

85. 事業主の証明書の記入欄

86. 事業主の証明書の記入欄

87. 事業主の証明書の記入欄

88. 事業主の証明書の記入欄

89. 事業主の証明書の記入欄

90. 事業主の証明書の記入欄

91. 事業主の証明書の記入欄

92. 事業主の証明書の記入欄

93. 事業主の証明書の記入欄

94. 事業主の証明書の記入欄

95. 事業主の証明書の記入欄

96. 事業主の証明書の記入欄

97. 事業主の証明書の記入欄

98. 事業主の証明書の記入欄

99. 事業主の証明書の記入欄

100. 事業主の証明書の記入欄

改定後の事業主の証明書 (10月加入から)

<表紙>

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

2022年10月以降加入用

お手続の順にご記入ください

この書類には、「申出者」と「事業主」のそれぞれにご記入いただく項目があります。ご記入の際は、2ページの記入要領を必ずご確認ください。

■申出者（加入申出を行う第2号被保険者^{※1}）の方へ

この書類は、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入手続（掛金の積み立て）を行う場合に、必ずご提出いただく書類です。

■事業主（確定拠出年金事務に担当の方）の方へ

この書類は、第2号被保険者（民間企業にお勤めの方）がiDeCoに加入する際に、必要事項をご記入いただき、事業主に「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。事業主が、必要事項をご記入いただき、事業主に「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。

■お手続の流れと手続方法

ステップ1

この書類の「申出者」欄に必要事項をご記入いただき、事業主に「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。2ページの記入要領を参考に「申出者」欄の項目1～2をご記入ください。

ステップ2

この書類の「事業主」欄に必要事項をご記入いただき、事業主を代表する方が「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。2ページの記入要領を参考に「事業主」欄の項目3～8をご記入ください。

ステップ3

事業主から返却された書類を基に必要事項を加入手続書類に転記し、事業主から返却された書類は、他の必要書類と併せて送付用封筒に入れて提出していただく必要があります。記入もれや記入誤りがないようご注意ください。

<お問い合わせ先>

三井住友海上 確定拠出年金コールセンター

平日(月～金)：9:00～20:00 土・日：9:00～17:00 曜日、振替休日、年末年始等

表紙に「2022年10月以降加入用」の表記と加入前のご確認事項を追加しています。

<記入用紙>

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

2022年10月以降加入用

お手続の順にご記入ください

この書類には、「申出者」と「事業主」のそれぞれにご記入いただく項目があります。ご記入の際は、2ページの記入要領を必ずご確認ください。

■申出者（加入申出を行う第2号被保険者^{※1}）の方へ

この書類は、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入手続（掛金の積み立て）を行う場合に、必ずご提出いただく書類です。

■事業主（確定拠出年金事務に担当の方）の方へ

この書類は、第2号被保険者（民間企業にお勤めの方）がiDeCoに加入する際に、必要事項をご記入いただき、事業主に「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。事業主が、必要事項をご記入いただき、事業主に「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。

■お手続の流れと手続方法

ステップ1

この書類の「申出者」欄に必要事項をご記入いただき、事業主に「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。2ページの記入要領を参考に「申出者」欄の項目1～2をご記入ください。

ステップ2

この書類の「事業主」欄に必要事項をご記入いただき、事業主を代表する方が「事業主の証明書」を提出していただく必要があります。2ページの記入要領を参考に「事業主」欄の項目3～8をご記入ください。

ステップ3

事業主から返却された書類を基に必要事項を加入手続書類に転記し、事業主から返却された書類は、他の必要書類と併せて送付用封筒に入れて提出していただく必要があります。記入もれや記入誤りがないようご注意ください。

<お問い合わせ先>

三井住友海上 確定拠出年金コールセンター

平日(月～金)：9:00～20:00 土・日：9:00～17:00 曜日、振替休日、年末年始等

項番3「企業型確定拠出年金の加入状況」が追加され、以降の項番が繰り下げられています。

重要

制度改正後の要件でiDeCoにご加入される場合は、『改定後の事業主の証明書』を使用し、10月1日以降にお申込ください。

※1

2022年9月加入
＜制度改正前要件＞

10月1日

2022年10月加入
＜制度改正後要件＞

※2

iDeCo加入要件

企業型DCの規約にiDeCoに同時加入できることを定め、企業型DCの掛金限度額を引き下げる。

☑企業型DCの事業主掛金が毎月拠出である。
☑加入を申し出る方がマッチング拠出を利用していない。

ご使用いただく
「事業主の証明書」

『改定前の事業主の証明書』
(三井住友海上9/20必着)

Q & A
をご参照ください

『改定後の事業主の証明書』
(10/1開始)

20日

※1 『改定前の事業主の証明書』をご使用の上、三井住友海上に9月20日までに到着するようご提出ください。

※2 『改定後の事業主の証明書』が10月1日以前に到着した場合でも、加入月は10月となります。

Q & A

Q. 加入手続書類が9月20日までに三井住友海上に到着しなかった場合はどうなりますか？

A. 9月21日以降に『改定前の事業主の証明書』を含む加入手続書類が到着した場合、お申し込みは有効ですが、10月加入となります。ただし、『改定前の事業主の証明書』ではお手続が進められないため、『改定後の事業主の証明書』を（再度）ご提出いただく必要があります。

『改定後の事業主の証明書』がお手元ない場合

- 確定拠出年金コールセンターにお電話いただき、『改定後の事業主の証明書』の送付を依頼してください。
- お急ぎの場合は、加入者Webに掲載されているデータをダウンロードし、印刷してご利用いただくことができます。
● URL : https://www.ms-ins.com/401k/primary/personal_kaisei.html

<お問い合わせ先>

三井住友海上 確定拠出年金コールセンター 0120-168-401 (無料)

平日(月～金)：9:00～20:00 土・日：9:00～17:00 祝日、振替休日、年末年始等は休業させていただきます。